

技術委員・技術委員会等規程
(評価委員会関係部分抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第1号から第12号まで及び第2項第1号から第3号までに規定する業務（以下「開発関連業務」という。）に係るNEDO技術委員の委嘱並びに技術／事業検討会、技術委員会、評価委員会、調査委員会、採択審査委員会及び研究評価委員会（以下、この章において「委員会」という。）の設置・運営のために必要な手続きを定め、もって機構の業務の適切かつ円滑な企画、推進等を図ることを目的とする。

(委員会の公開及び非公開)

第2条 委員会は原則公開とする。ただし、採択審査委員会については非公開とする。

2 委員会の長は、必要があると認める場合には、委員会を非公開とすることができる。

(委員会の事務)

第3条 委員会に係る事務は、開発関連業務を所管する部が行う。ただし、機構が実施する評価については、技術評価実施規程（平成15年度規程第27号）第9条に規定する評価事務局が行うものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長等が委員会に諮って定めるものとする。

第2章 NEDO技術委員

(NEDO技術委員)

第5条 機構は、第1条の目的を達成するため、機構にNEDO技術委員を置くことができる。

2 NEDO技術委員は、機構の指名するところにより、次の業務を行うものとする。

- 一 第3章に定める技術／事業検討会に係る事項
- 二 第4章に定める技術委員会、評価委員会及び調査委員会に係る事項
- 三 第5章に定める採択審査委員会に係る事項
- 四 第6章に定める研究評価委員会に係る事項

3 NEDO技術委員に係る事務は、当該委員が行う業務に応じ、第2項各号に掲げる事項に係る事務を処理する部において処理するものとする。

(委嘱)

第6条 NEDO技術委員は、外部の学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期)

第7条 NEDO技術委員の任期は、委嘱の日から翌事業年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、別に任期を定めることができる。

(会議への出席に係る謝金及び旅費の支給)

第8条 NEDO技術委員に対する謝金及び旅費の支給については、委員会委員・外部講師等に対する謝金及び旅費の支給基準に関する機構達（平成15年度機構達第12号）に定めるとおりとする。

第3章 技術／事業検討会

<省略>

(委員長)

第12条 検討会の会務を総括するため、検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員長は、検討会を招集し、議事を運営する。

4 委員長は、検討会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び附議事項を各委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(検討会への書面による出席)

第14条 委員長が必要があると認めるときは、委員及び委員長が必要と認めて検討会に出席させる者は、検討会に書面により参加できるものとし、これをもって検討会に出席したものとみなすものとする。

第4章 技術委員会、評価委員会及び調査委員会

(設置及び廃止)

第15条 機構に技術委員会、評価委員会及び調査委員会（以下、この章において「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は審議事項の審議が終了した時点で自動的に廃止する。

(所掌事務)

第16条 委員会は、開発関連業務に係る特定の技術分野に関する俯瞰的な技術動向等の調査及び技術開発に関する審議、評価、調査等を行う。

(委員会)

第17条 委員会は、原則として委員15人以内で組織する。

2 委員は、NEDO技術委員のうちから、委員会毎に担当部の長が指名する。

(準用)

第 18 条 委員会の運営については、第 3 章の第 12 条、第 13 条及び第 14 条を準用する。

第 5 章 採択審査委員会 <省略>

第 6 章 研究評価委員会

<省略>

(評価における利害関係者の排除)

第 33 条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価(当該者が利害関係者となる課題の評価に限る。)に加わらないようにするとともに、利害関係者が評価に加わる場合には、その理由を明確にすることとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 被評価者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 被評価者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 被評価者の課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 被評価者の課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 新エネルギー・産業技術総合開発機構の「NEDO 技術委員の委嘱並びに技術審議委員会、審査委員会及び技術評価委員会の設置・運営に関する要領」(平成 13 年度要領第 27 号)第 6 条の規定により委嘱された NEDO 技術委員については、その任期期間中、本規定第 5 条に定める NEDO 技術委員であるものとする。

附 則 (平成 17 年度規程第 32 号)

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年度規程第 51 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 18 年度規程第 8 号)

この規程は、平成 18 年 7 月 20 日から実施する。

附 則 (平成 19 年度規程第 9 号)

この規程は、平成 19 年 8 月 6 日から実施する。

附 則 (平成 19 年度規程第 58 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。